#### 1

を取り上げる。

同地は、

旧内裏空間の北に位置し、

翌三年より暫定的に活用され始めた、現在、

描写されてきたことが、その大いなる要因であろうと考えられる。

本稿においては、その対象を島津家によって営まれた京屋敷、なかでも文久二年よりその造営が開始され

同志社大学今出川キャンパスとなっている地所に存在した屋敷

今出川通を隔てて、禁裏御所に程近く、

縁家の近衛家と

# 薩摩藩二本松屋敷の政治的意義

島津家の「国事」と京の拠点―

笹 部

がら、 摩藩島津家においては、藩領外にかかる政治行動、 てなされる政治運動の指標となったことは、拙稿を含めた多くの先行研究において問われてきた。しかしな 津茂久の実父、島津久光による率兵上京が画期となって、それより約二年間にわたり、大名家の上京によっ 対象とはされていない。幕末期の政治史研究が、 いては、久光自身や久光周辺の政治論を取り上げた業績(毛利敏彦、佐々木克、 当該期に新設された薩摩藩京屋敷の政治的意義を考察するものである。文久二年(一八六二)四月、薩 薩摩藩の政治運動が、いかなる背景をもって志向され、いかなる段階を経て、現実化したか否かにつ 政治の局面において、 すなわち、外交業務の重要性が顕在化した。薩摩藩主島 主体的に動いた人物を中心に考察、 **芳即正ら)の他には、検討** 

本稿は、幕末期における大名家の政治運動の端緒となりえた薩摩藩の島津久光の政策と京との関係性を問

はじめに

昌 利

は直近の「二本松」と呼称された。以下、 同屋敷を「二本松屋敷」と呼称し、薩摩藩島津家が有した従前の

屋敷を造営したケースなど、その事情はさまざまであった。以下、文久二年以降の京の政情を踏まえつつ、 京屋敷と分けて考察することにする。 ていた。京の街中に適当な地所を購入し、利用したケースや、洛中をあきらめ、鴨東、洛外の地に広大な下 あらたな政治の拠点となる空間生成に伴う屋敷地造営をめぐって、まさに不動産取得ラッシュの状況と化し 幕末期、特に文久二年下半期以降、京の町は、上京してきた大名家が、大名の仮住まいを探し求め、また、

島津久光の政治路線の確定と、二本松屋敷造営の関係性について論じていきたい。

#### 島津久光の国事運動

①大名の業務と「国事」 まず、島津久光の「政治家」として位置づけを再確認しておこう。久光に大名就任の経験がないことは、

最早、周知の事実である。よって家中における久光の権威は、なにか曖昧模糊としたものなのだが、その存

在感は大名家のトップであるはずの大名を凌駕するようにみえる。

応じた職務の遂行がなされることは、至極当たり前のことであった。ただし、確固として存在した制度には なく「大名(=藩主)」である。この大名を頂点とするタテ型の序列によって、家格制度が形成され、それに ここで大名家という組織と大名の権威について説明しておきたい。大名家という組織の長は、言うまでも

時にイレギュラーな事態が存在した。

て芽生えたあらぶる議論を制御しえたのである。

体状況である間になされる。年老いてからの家督相続が避けられるのは、「武家諸法度」の規定上、「末期養 一つめに、家督および家職の継承についてである。近世の大名における家督継承は、概ね当主が健全な身

子の禁」に関わるという族制的な理由や、徳川幕府より大名家の存続を認めない処分(「改易」)や、 を巡る家中の党派対立により生じる「御家騒動」への処罰から生じる政治的理由などが考えられる。 そもそも前近代において「家」は、先祖代々から伝わる土地所領を維持継承していく存在として生成され

そのためにできるだけ良好な早いタイミングで当主の座を継承した。当主を退くと、基本的には「隠居」と はなく、近世における政治家のリニューアルデビューともいえるものであり、その経験、教養が家中におい 公」として隠然とした権力を有した。それは、現代社会における「定年退職」、「現役引退」といったもので して一線を退いた形となったが、大名の「後見」として政治参画し、「隠居」を余儀なくされた大名は「老

する「王事」または「勤王」として読み替えられたりすることがあるが、ここでは双方を含む。この業務は 近世後期において領内支配のみならず、 する領地支配のトップとして、藩内統治に関わっていく。実際に、統括的に差配するのは幾人かの家老など 藩内業務を超えた国家レヴェルの施策への対応については「国事」と呼ばれた。「国事」はまた、天皇に奉仕 および行政に関わる頻度は低く、政策決定の際には上級家臣の稟議による決定事項への裁可を与えることが からなる上級家臣であるので、あからさまに「大名親裁」がうたわれた政治状況でないかぎり、大名が統治 二つめに、近世後期において生成された政治状況が関わる。大名家において大名は、平常は大名家が所有 稀に最終決定の際の会議 領国を越えた業務が生じてきた。それは「外交」であり、幕末期: (いわゆる御前会議)に参加することがあった。そのようななか

基本的には徳川将軍や天皇に対して勤められたので、大名が主として勤め、それが困難なときにはあくまで

する軍事行動によっておこなわれていたが、江戸時代に入りこれが発動される機会といえば、将軍上洛に際 無論、幕末期でなくとも大名を筆頭におこなわねばならない「国事」業務はあった。それは「軍役」であ 戦国期といわれた時代、すなわち戦争の恒常性が認められる状況においては、その勤めは大名を主体と

とは別の次元で発生し、家老より形成される藩治業務の政務系統とは別系統の業務となった。「国事」に携わ 臣」たる大名の職掌の証しであった。よって、大名家において「国事」は、通常の一般業務としての「藩治 する警備(供奉)と参勤交代に伴う江戸行き(上府)などに限られた。 大名家中において「国事」は、大名を代表として担われた。「国事」に対応するという理由づけこそ、「朝

く、大名の「御側」から出てきた政治的人材であった。従来的に近世の大名家に存在した大名の継承と、近 っていく大名家臣が、大名に近侍する人びとに多いのは、そのためである。(6) 薩摩藩島津家においていえば、小松帯刀や大久保利通、 西郷隆盛は、本来的な藩治行政の職としてではな

世後期により偶発的にも成立した政事参加を旨とする「国事」によって、大名家中という組織において大名、 たる威厳をもって大名家中の政治権力を固持しえたが、久光は大名経験者ではない。ではどうして、彼の主 あるいは「老公」はさらに大きな政治主体たりえた。 しかしながら、久光は「老公」ではない。越前藩の松平春嶽や土佐藩の山内容堂は、隠居した後、「老公「

張や行動が、

薩摩藩島津家という組織を主導できたのかを考えていきたい。

たことを意味した。

(2)島津久光の異例性 島津久光は、文化十四年(一八一七)十月、島津斉興の第三子として鹿児島城内に生まれた。幼名を普之

進という。母は斉興の側室「由羅」で、斉興の正室「周子」との間に生まれたのが、八才年長の世子、斉彬

である。文政元年(一八一八)三月、種子島久道の養子となって文政八年(一八二五)三月まで養育された。 久光はその呼称を度々変えた。「普之進」から「又次郎」へと改めるのが、文政八年四月。文政十一年には

|忠教」を諱とする。それから勝手名乗りで、天保十年 (一八三九) 十二月に 「山城」を、弘化四年 (一八四七)

光」と変えた。通常、名乗ることを避けた実名である諱を変えることは、彼自身の特徴であるとともに、こ れを変えた文久元年四月という時期が彼にとって最大の転機であったといえる。

文政八年四月の島津宗家への復帰の後、同年十一月、今度は島津家の領邑重富島津家に養子に入り、天保

十月に「周防」と、擬似的な官途名を名乗り、文久元年(一八六一)四月に勝手名乗りに「和泉」、諱を「久

家中において「格別之家柄」とされ、格別に高い格式を有し、重富家はそのなかでも筆頭の格を有した。よ って久光の待遇は「格別」であり、 宗家の庶子の入る家で、 そのまま重富島津家の家督を継いだ。重富島津家は、島津家中の格式において、「御一門家」と呼ば 重富のほか、「加治木」・「垂水」・「今和泉」の四家がある。これら四家は、島津 他の一門より一段高く位置付けられたのである。

ることのみならず、大名の執りうる外交業務にかかる案件にさえも、「加談」すなわち意見ができるようにな 加えて大名直々に「政事加談」を命じられている。このことはすなわち、 嘉永三年(一八五○)八月には、実父斉興の「特旨」により、「御家老座」(=家老格)を与えられており、 藩治政務を稟議する場に立ち会え

老職にあるといってもありえなかった。その意味でいえば、島津久光には、 混同するところであるが、この「政事加談」が許されずして、職分を越えた政事関与は、たとえそれが家 藩内の治政にも、そして外交に

りおこった朋党事件(「高崎崩れ」「お由羅騒動」)への関与を自責し、重富屋敷に退穏した。斉彬の急死によ も関わりうる条件が備わったといえるのである。 嘉永四年(一八五一)、父、斉興が隠居し、代わって兄の斉彬が藩主となると、久光はその前々年十二月よ

って斉彬政権が約七年間で終わると、安政五年(一八五八)年十二月、久光の実子又次郎(のち茂久)が藩

に存在した「藩政後見」の慣習としておこなわれたものではない。あくまでも非公式な政治関与であったの 死去すると、久光は実子である藩主茂久の政治補佐に当った。ただし、久光の政治補佐は、 近世期に島津家

主の座につき、斉彬と久光の父で前々藩主の斉興が藩主の後見役となった。しかし、安政六年九月、斉興が

摩藩島津家における藩政執行の枠組みに位置付けて考えるべきであろう。 れたと、一律に評され、この理解のもとに、斉彬と茂久・久光の時代の治世を連続したものと考える傾向に ある。むしろ、なぜ久光が島津家の政治的主導性を持ち得たのかを、斉彬との個人的な関係だけでなく、薩

研究史一般において、

斉彬死後の島津家による政治運動が、亡き兄、

斉彬の遺志を動機付けとして展開さ

名の政治参加を補佐する立場であった。それは従前の「後見」としてではなく、新たな敬称によって呼称さ れる地位で、「国父」という、島津家中に存在しない当時としても聞き慣れない肩書きを得た。「薩摩国の 島津宗家へと所属が変わった直後の四月二十三日になされた改諱であった。当然、大名としてではない。大

文久元年四月十九日、諱をかえ、一般的に知られる「久光」となった。それは、重富島津家の当主から、

父」・「国主の父」など、さまざまの意味にとることができる曖昧かつインパクトあるネーミングをもって説

明される存在となった。

ける言動に規制がかかり、国父への発言の際に「被仰上」との一段上位のものへの対応が義務付けられた。 まさしく「異例の権威」である。「国父」と久光が呼ばれるようになってからは、藩主茂久の公的な場にお 「国父」として、藩主茂久を軸とし、島津家の権力を維持、専制的な政治体制へと増強しようとはかった。

されていた才能を、茂久の側に参入させる形で、大名「御側」の政治力の拡充をはかった。小松帯刀・大久 文久元(一八六一)年十月における島津一門の家老衆を藩政要路から退け、かつ、先代の斉彬によって登用 (利通)・堀仲左衛門(のち伊地知貞馨)らといった、前藩主斉彬を支持し、かつ藩政改革を求めた藩

されてゆく。 久光が目指したものは、島津家中が宗家主体に運営しうる体制を築くことであった。それは従前のとおり、

士グループ(誠忠組)であった。彼らが藩主茂久の「御側」となり、これを久光がプロモートする形で展開

外向きには徳川日本の政治体制の改編を主張し、家中に対しては「斉彬の遺志」に沿うものと説明された。 安政大獄を経験して後、 国事運動に携わった大名家に共通するテーマであった。

理由付けとして家中における権威を獲得しようという方法によるものであった。方法として選択されたのは

藩内統治によって秀でた功績を上げることよりむしろ、藩領の外でインパクトのある政治を展開し、これを

人材が長期にわたり滞在できうる「場」の創出が必要となった。

国元で生成されていくなか、

外交の場となる「京」には、久光および久光周辺の

久光主導の政治体制が、

### 大名京屋敷と幕末の京都

(1)近世の大名京屋敷

とする儀礼典礼・学術文化を国元に波及させるターミナル、かつ、京の工芸品の買い入れ、京都町人への金 れたとされる。研究史上の解釈においては、京屋敷は、大名上洛の際の宿所としての性格を有し、京を中心 川沿いの地所が「預地」として大名に与えられたことに始まり、以後、必要に応じた私的な買得が恒常化さ 融依頼をおこなう役所としての機能を持ちえたと解され、 大名京屋敷は、三代将軍徳川家光までおこなわれた「上洛」に随行するために、二条城周辺や木屋町高瀬 江戸屋敷と同様の業務をおこなう施設と解されて

きた。なお、屋敷地の取得や運営にさまざまあることは、藤川直樹の他、建築史研究によって論及がなされ

敷の形態としては、 も堪えうる「屋敷」に分かれる。「寛永平安町古図」(『洛中絵図・寛永後万治前』)によれば、 大名京屋敷は、 宿泊施設として一時的な寝泊りのできる「宿」と私的な所有が認められ、 暫定的な拠点としての「宿」二十六例を基本形態とし、「屋敷」は三例であったとされ 長期間の滞在に 江戸初期の屋

-寛永後万治前洛中絵図」は、寛永年間以後に存在した「屋敷」を網羅した地図情報であるが、そこには① -大名家における京への滞在が必然化していくにともない、「屋敷」の所有が増えていく。

路からみて町屋の奥に所在するものが存在する。 洛中の町人地から独立したもの、 ②屋敷地が隣接する町屋と近接し、街路に面しているもの、③屋敷地が街

将軍上洛への供奉および公務遂行の利便性から考えれば、町中に大きく立地するものが理想であろうが、

二条城および洛中の要所は、幕府要職者への拝領屋敷として付与されていたことが多く、またその家族や与 同心といった家臣が多人数で常駐するには、手狭と判断され、幕府の京都支配にかかわるものは、

地から独立した比較的広大な地所に複数の書院棟や奉公人用の長屋を建設し、役務に従事した。(空) して短冊状の細長い、 町屋の奥に所在する空間は、豊臣秀吉による京都改造の際に未着手であった町割に多く、それは街路に面 いわゆる「うなぎの寝床」と呼称された京町屋の奥側に面した、元来、 町の共有スペ

得することにより、 薩摩藩京屋敷の場合はどうか。薩摩藩が洛中に屋敷を構えた起源については、 街道に表長屋を設置した間口の大きな京屋敷が創出された。 管見の限り、

史料が

大名に「拝領屋敷」の形で付与するケースが多かった。これに加え、拝領した土地の周りの町屋を重ねて買

徳川幕府が必要に応じて買得し、

京都の公的な役向にあたる

ースであった空間である。このような地所は、

平大隅守殿」の屋敷が、「室町通四条下ル町」とある。(3) 見当たらず不明であるが、貞享二年(一六八五)に編まれた『京羽二重』には、「諸大名御屋敷所付」に「松 薩摩藩の屋敷として知られているのは、錦小路通東洞院に所在した京屋敷で、その所在から「錦小路屋敷

と通称される。その成立は史料上、明らかではないが、享保年間に成立した『京都御役所向大概覚書』には (中略) 表口三拾三間余、裏行四拾六間余、

右地続東洞院四

一松平薩摩守」の項に「錦小路通東洞院東え入町

の成立と推察される。また、 条上ル町にて表口拾九間、 裏行拾五間四尺所後買足」とあるので、おおよそ一八世紀初頭、 一七一七年以前

として購入にかかる作業がなされ、 小路屋敷に移されたと考えてよい。 同書には室町四条の屋敷は記載されず、それ以前の京屋敷の有した機能は、 街路に面した地所が次々に買い足されて幕末に至る。 同屋敷は、 薩摩藩用達の京商人、 大橋金左衛門、 藤本彦右衛門を代理人 薩摩藩は、 この錦 錦

に所在した大坂蔵屋敷との連携に当たった。 小路屋敷を京における役務の拠点とし、伏見にも広大な屋敷 (現、伏見区東堺町)を構えて、大坂土佐堀通

(2)島津久光の外交体制

れば、兵卒五三七名を率いて上京したとされる。この上京は、江戸に赴き、島津斉彬が実現しえなかった幕 島津久光は、文久二年(一八六二)四月、率兵上京を遂げた。「久光公御上洛ニ就而布告并御行列書」によ

政改革の実行を徳川幕府に働きかけたのち、京にとどまり、宮廷社会の後ろ盾のもと、「外交」を旨とする政

主導しようと図ったのである。ゆえに、その拠点となる京の住居は、殊に重要であった。久光主導の政治体 久光は、斉彬の「御側」に形成されていた人材を、大名ではない自らの「側」に置き、島津宗家を外から

治行動を推進していくための布石であった。

制の構築には、

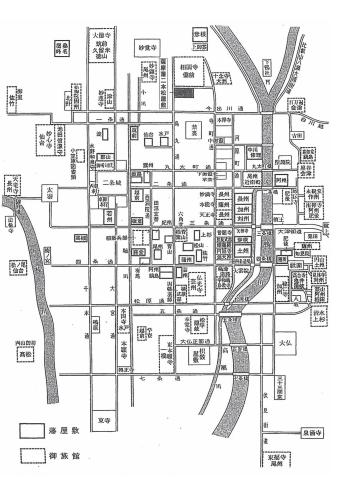
論としたことに伴う政治体制の整備である。具体的には、江戸、京都において「国事」対応のための人材の 地勢的、 人脈的にも最良の条件での拠点形成などであった。このことが外交を旨とする

いくつかの条件がある。まず、島津斉彬の政策であった「幕政改革」の実現を表立った方法

島津久光の政治活動を有意義なものとした。

大名の上京が頻繁化すると、大名家においては、概ね、 文久二年四月、島津久光が最初の入京を果たした際、 藩が役務執行のために所持する屋敷に、大名の居所 錦小路屋敷がその宿所とされた。久光上京の後、諸

を同じくする。その意味でいえば、久光の上京はそれらの先駆となる事例であった半面、手探りの状況が否 を置かないことが通例であった。国元の城内同様、 役務空間と大名の私的空間が分けられていたことと理由



文久三年大名京屋敷・本陣所在図 (『京都の歴史』 7巻、267頁掲載図を加工)

である。洛中に近世初期より所在した京屋敷に加え、洛外、殊に東山の寺院が「本陣」化していることが見 めないものであったのである。図は、文久三年段階における大名京屋敷と本陣 (旅宿) の所在を示したもの

条実愛の両議奏と面会し、朝廷の権威の振興および幕政改革に関する建白をおこない、また不貞浪士による 久光は四月十六日に入京し、内裏空間の北西に位置した近衛邸において、近衛忠房、中山忠能、正親町三

士を処分することもできたが、この粛清において「上意打ち」にあったのは、薩摩藩島津家臣のみである。 い層からの政治行動は、その行動の質がどうあれ賛意を示さない。これを受けて朝廷は、京坂に屯集していい層からの政治行動は、その行動の質がどうあれ賛意を示さない。これを受けて朝廷は、京坂に屯集してい うにもとれよう。久光は、自身の判断、決断によって「国事」対応をおこなう意思が強い。自らの意図しな する。幕末期における上下の別なく意見を交えることを是とする「言路洞開」的な風潮を全否定しているよ 政治行動を沈静させることに理解を求めた。 た浪士沈静の勅諚を久光に与え、浪士に対する粛清がおこなわれる。久光は藩の枠を越えて、命に応じ、浪 久光は、一貫して下級武士層および浪人身分の者から出た政治変革にかかる要求と運動をことごとく否定

ていえば、京における公家社会への対応や、江戸に赴く道中の久光周辺の警護や、また江戸城登城の段取り 家臣および浪士と一切の関係をもつことを禁じる訓戒を示した。「寺田屋事件」と呼ばれる久光の浪士粛清 訓戒に背いた島津家臣を、久光が藩主茂久より許された裁断権を行使して執行された。その意味におい

文久二年二月、久光は、京での政治行動に先んじて、鹿児島城二の丸において島津家臣一同に対し、他大名 久光がおこなうべきは、前述のとおり、大名ではない久光自身に外交専管の「御側」を作ることであった。

などは、久光における最良の「側」がおこなう予定であった。

における島津家の外交には、 京における久光の 「側」の最初の業務は、縁家である公家、近衛家への動線を確保することであった。京 近衛家は欠くべからざるものと認識されていたのである。文久元年(一八六一)

十一月から、大名の側に仕える小納戸頭取中山中左衛門と、その下役であった大久保一蔵(のち利通)が近

たことへの代償とも考えられるのである。

提出した歎願書によれば、島津家が明治の寺務運営、 史料情報に欠けるので、その詳細はわからないが、明治二十三年(一八九〇)、林光院の大川梵圭が島津家に 本山である妙心寺へ法要で赴く際、相国寺との関係を取り持つように久光に依頼され、薩摩藩京都留守居役 きかけがあったとされる逸話がある。久光の人脈に薩摩国、 衛家に働きかけ、久光による外交体制の素地を形成させた。 れたことがわかる。 の本田弥右衛門とはかり、梵圭と会同し、 中山、 大久保により政治工作がなされていた折、相国寺内の林光院住持大川梵圭に対し、島津家からの働 維新後になされた大川梵圭よりの請願内容も、 境内地の借用と、政治行動への助力を願ったものである。適切な(8) 殊に経済的に困窮した寺院から多額の資金援助を請わ 大隅半島の東部、志布志の大慈寺の石沢柏州が 久光の外交体制の京都受け入れに一役買

で交渉にあたる久光をただ付近で待ち、また久光が宿所に帰着するまで警護をしなければならない。 (3)相国寺境内の政治的登場と二本松屋敷の成立 近衛家との非常に頻繁な通行があり、 島津久光の外交体制が機能しえた。久光に従う多くの輩は、

ある。 と薩摩島津家の関係は、 京都屋敷に勤仕する藩士で、元来、 久光が近衛邸に参殿する際の供の輩が利用できる控え所の必要性より始まったので 大名の「御側」に勤めた伊勢勘兵衛は、文久二年四月、久光の近衛邸

相国寺

松平修理大夫使者 伊勢勘兵衛参殿の折、次の書状を出している。

陽明家等え参殿之節、当寺御境内林光院え控所相頼来候得共、間狭ニ有之、雨天之節致混雑候付、御本 寺末廻り二而も宜候間、 控所え兼而御頼申上置度御座候(空)

には事態混乱が予想されるので、相国寺内の別寺へ控所の利用ができないかと問うものであった。伏見屋敷 文久二年四月以前においては、久光の入京、参殿に際し、林光院が窓口となり、控所の依頼がなされてき しかしながら実際の供立てを考えるに、やはり林光院だけでは狭いと判断されたのであろう。また雨天

詰の藩士田中仲右衛門が文久二年五月十四日に出した書状は次のとおりである。 林光院様 者休息所毎々乍御面倒貴院え御頼申上候、 以手紙得御意候、 然は三郎殿於明十五日午半刻近衛様え参殿被致候付、 田中仲右衛門 決而何も御構被下間敷候、此段御頼可得御意、 先日参殿被致候節之通、家来之

如此御座候

五月十四日 (20)

乗りであった「和泉」から「三郎」と改称するよう命じられた。「三郎」は「島津家嫡統」を指す通称であ 島津久光の近衛家参殿は、 朝廷が、大名ではない久光を「嫡統」と認識したということになる。無位無官の久光が、宮廷社会にお 四月十六日から頻繁になされ、五月十一日には、朝廷より、それまでの勝手名

いて島津家の代表としての認識だけでなく、信頼すべきとの評価を得た証左であった。五月十四日の参殿の

際には、数日後に控えた江戸行きの挨拶や、老中久世広周の上京にかかる問題などが議せられたのであろう。 この折も休息所の利用が求められている。必要以上のもてなしを断っている部分においても、林光院への度

文久二年六月八日、京都留守居役で伏見留守居役を兼帯する本田弥右衛門は、次の書状を相国寺塔頭光源

重なる逗留が窺える。

開されていくはずであった。

院に出している。

覚

張

宿札十一枚為持遣申候、 右ニ付為持差上候付ハ、方丈入口之処え為打置下候、可然様御下知可申候

借用之塔頭義惣御門え打方等、

猶白石圓蔵と申者より御引合可申候、

宜御案内

の内外を問わず基本的には家紋の入った幔幕を張り、その場所における存在を示した。それは、そこにとど 本田弥右衛門は、 六月八日 (21) 等之儀御頼申上候、 昌平黌修学者の信頼と憧憬を集めた人物であった。大名が居城や江戸屋敷以外の場所に駐留する際、屋 昌平黌書生寮(大名家からの留学生専用の寮)の舎長として、その優秀なる才知をもっ 右用向御掛念申上度如此御座候、 以上

と考えられ、宿札十一枚という数から考えても、 島津久光の宿所として利用されていたと考えられる。史料中、白石圓蔵は、薩摩藩が取引した業者であろう 相応の利用回数が想定されていたと推察される。ただし、

きに必要となる幔幕や宿札を適当な場所に置かせてほしいという依頼で、この段階で、相国寺内の塔頭は まる人間の名称と用途を記した「宿札」を掲げることについても同様である。すなわち、久光が滞留すると

江戸に向かって京を発っているので、 久光自身は

五月二十二日に、久光一行は、勅使大原重徳を警護して、

京には不在であるが、その直後から久光の帰京と政治活動が想定されていたということとなる。 相国寺内の塔頭を宿所とした京における久光の政治活動は、 江戸からの帰京後、 具体的に展 近衛家を通

その意味でいえば、およそ二カ月半江戸に滞在し、八月二十一日、武蔵国生麦村において横浜在留のイギ

帰京した久光は、関白職に就任した近衛忠熈と連携し、安易な攘夷主義のみに傾倒しようとする京の政情の 刷新をはかったが、生麦事件に端を発するイギリス側ニール代理公使と幕閣の間での訴訟状況や、薩摩藩の リス人リチャードソンを殺害、いわゆる生麦事件が勃発したことは大いなる誤算となった。翌閏八月八日に

異人殺しに感銘を受けた公家の外国人への迫害意識の高揚を察し、同二十三日には京を発って、 つくことになった。イギリスとの戦闘状況を想定した帰国と解されるが、文久二年の京を拠点とする久光の 帰国の途に

政治体制は一旦、休止することになった。 これまでの研究においては、久光における京を拠点にした政治活動が途切れると解されたが、久光サイド

その表れこそ、相国寺内二本松の地への屋敷造営によって証明されよう。 文久二年九月、島津久光の鹿児島への帰国直後、 相国寺内の境内地の一部を、 屋敷地として借用できるよ

においては、中長期的な展望がなされ、それに沿った動きが京屋敷の関係者を中心に展開されたのである。

う、請願がなされる。

借用地証状

、御境内大門町・鹿苑院前東西両町・石橋町・九軒町、合五町之敷地四千二百二十一坪九分、此借地米 御塔頭鹿苑院・瑞春庵両籔地合二千七百二十五坪余、 此借地米一箇年分五十四石

地坪数合六千九百四十六坪九分余

箇年分六石

借地米合六十石は例歳当寺領銀納之和市を以、十二月十九日限無相違可相納候事

17

るという。支払いは、 ・九坪については、

毎年十二月十九日を日限とし、その年の銀相場に換算して納付するというものであっ 借地料が年間六石、総じて六千九百四十六・九坪余りを年間六十石の代価で借り受け 跡役之者え屹度申伝、 年迄二十年限借地之儀御頼申候処御領承忝存候、然る上は向後御寺門仕来候条令之廉、 今般前文之地面え修理大夫屋敷致造立候付、大橋小兵衛・鈴木祐次郎両名代を以、当壬戌年より行辛巳 就而は御門前町儀、 証状面弥無相違様取計可申候、為後念借地文券仍如件 出銭公役等、すべて於当方可相弁候、尤年限中掛役名代之者品替等有之節者 聊無違背為相守

文久二年壬戌九月 松平修理大夫内 屋敷造営掛役

内田仲之助

横田鹿一郎 印

村山下総 钔

伊勢勘兵衛 钔

同借地名代

大橋小兵衛 印

鈴木祐次郎 钔

余を対象とされ、この藪地を整地して屋敷地とする。借地料は一年間、 境内の西南部に位置した鹿苑院、瑞春庵の西側の藪地二千七百二十五坪

ここでは、相国寺内の一部地所、

相国寺

御役者衆中

り決められている。加えて境内地内の大門町、鹿苑院の門前東西両町、

石橋町、

九軒町の敷地四千二百二十

米五十四石を支払うということが取

た。加えて、門前町については「軒役」という間口税がかかったが、すべて薩摩藩が弁償するという内容で

諾され、詳細は担当者間で交渉することとなった。<sup>(3)</sup> 約書が取り交わされ、 営利目的の行動は、 交渉にかかる諸事を委ねる形で仲介させている。彼らは「用達」と呼称される京の商人であり、大名家中の 人間に成り代わり取引や京における補佐的な業務を展開した。基本的に政治活動はおこなわないが、彼らの ていた代理人、大橋小兵衛(薩摩屋、室町通一条下ル)、鈴木裕次郎(越後屋、新町通六角上ル)に契約中の この借地は、文久二年(一八六二)から二十年間、すなわち一八八二年までの契約であり、島津家が雇っ 大名家の政治活動を円滑化させた。同月に、相国寺塔頭、 境内・伽藍における守衛、門前町の公役負担を条件に、 島津家からの申し出が概ね承 却外軒の他五ヶ寺によって条

## (4)島津久光の「国事」運動の限界

津家の側役を務める家を出自とする人物である。明治維新後も久光にその創立が許された玉里島津家の家令 れた人員より説明すると、内田仲之助は当時の京都留守居役で、「政風」という号が知られた人物であり、島 少数で切り盛りされていたことは、 幕末期の京都における薩摩藩京屋敷の組織について述べておく。近世の大名家における京屋敷が、比較的 同家の家政運営に当たった人物である。村山下総は、 横田鹿一 郎については、 拙稿においても論じた通りである。史料中、屋敷造営掛役として記名さ(※) 人物情報が把握できないが、 通称の「斎助」を名乗ることが多く、京都留 伊勢勘兵衛とともに、当該期に発給

された文書には、その名が頻出する人物である。この他、伏見留守居役の本田弥右衛門においてもいえるが

被成下度、

右御願申上度、

如斯御座候、

以上

九月二日

が通常住まう部屋であり、

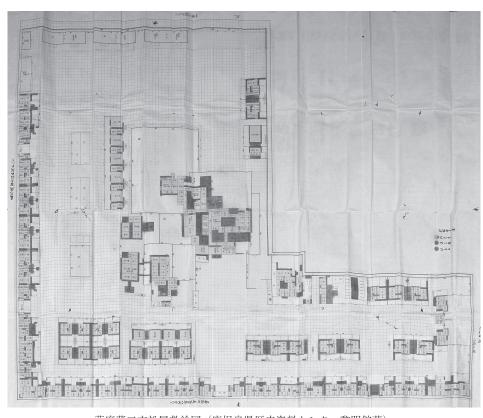
「御納戸」は大名側近が詰めた部屋である。写真は、「京都二本松藩屋敷絵図」で

次郎 彼らは、領内の民衆支配にかかわるような藩の正規業務を担う人間ではなく、大名の「御側」で大名と直接 的関係を持って動いている人材である。このような京屋敷関係者と、前出の大橋小兵衛(薩摩屋)や鈴木祐 (越後屋)といった「大名用達」との連携によって、京におけるさまざまな事案への対応がなされるこ

とになる。 次の史料は、 文久三年九月二日に書かれた京都留守居添役村山斎助により相国寺内に宛てて出された書状

である。 是非御承引被成下候様、 近々出京之筈ニ御座候処、二本松屋敷座之間取建ニ付、 各様御揃、 鹿苑院籔地之所今少し拝借不致候而ハ何分不都合ニ有之重畳御迷惑ニハ候得共、是迄之御因縁を以 倍御清穆欣杯之至奉存候、然者毎度御面倒動之議申上兼候得共、此度御用召二而島津三郎 偏ニ奉頼候、左候而当月末比ニハ無相違京着ニ可相成と存候間、 御山内境目之場所塀拵長屋廻り等いたし掛り候 急速二御評議

九月、 滞在はおろか、政治拠点たりえなかったことも帰国の原因となったと推察される。 はなかったのか、宿舎とした東山の知恩院へ数日滞在し、帰国の途に着く。二本松屋敷は普請中で、久光が であろう。 島津久光は文久二年の国事周旋を終えた後、再度、文久三年三月に上京し、京都の政情が思わしいもので 久光の三度目の上京を翌月に控え、久光の居住空間の充実化を図るために相国寺に要求がなされたの 史料中、 「座之間」は、すなわち「御座の間」といって、大名もしくはこれに代わる家中の権威者 しかしながら、文久三年



薩摩藩二本松屋敷絵図(鹿児島県歴史資料センター黎明館蔵)

ていると考えられる。

出の

る。部屋数や確認される施「御座の間」は図中央に所

在する。

町通に表御門が確認される。前

に面して、長屋が存在し、大門

設名称から、久光が長期に居住

するスペースが十分に確保され

次の島津久光の上京は、長期の次の島津久光の上京は、長期のいる。

とであった。「座之間」を拡張す

住スペースを十分に確保するこ

村山斎助の任務は、久光の居

るために、鹿苑院の藪地をもう

る。西は烏丸通、南は石橋町通する唯一の屋敷図(差図)であり、二本松屋敷について伝存

立場の人間となっていくのである。

ことがうかがえる。 た契約内容をみると、 関としての役所機能の両面を兼ね備えた屋敷として成立したと考えられる。文久三年十二月に取り交わされ なった。在京の家老が常時存在することは、二本松屋敷に、大名および久光の宿所機能(「本陣」)と役務機 滞在期間が見込まれていたのであろう。この折の上洛は、文久政変後、方向性を見失ってしまった京都政界 久光自身に加え、島津家の「御側」に存在した若き人材、 新たに公家たちと連携できる体制とあらたな国の方針(国是)を決議していこうと考えていた。そのた 用水の整備がなされ始めており、ようやく二本松屋敷が住環境として整い始めている 小松帯刀を京都に在駐させようということに

侯の帰国へと帰結してしまう。久光による外交を旨とする政治運動は、これによりほぼその成立の可能性を 久光の入京と政治運動は、 の参預制度が、徳川幕府によって否定されて瓦解すると、終局を迎えることとなり、翌四月、久光ら大名諸 さらに屋敷の充実は、 国政の局面に大名諸侯の参加が見られなくなっていく。徳川幕府と天皇、 京屋敷関係者の責務として想定され、 元治元年(一八六四)三月、宮廷内において催された久光ら大名諸侯らの朝議 相国寺へその要請がなされていく。三度目の 宮廷社会の政治的融和が実

制度にふさわしい人事であったと考えられる。 に流されるも、 に派遣され、二本松屋敷を拠点に、政治対応がなされていく。文久年間に久光に逆鱗に触れて、沖永良部島 大名の宿所としての意味合いが徐々に失せていくものの、 帰還後、すぐさま京の軍賦役 京屋敷の関係者がこれまでどおりの京の事案対応を、 (軍の総指揮官) 西郷はこの後、 に任じられた西郷隆盛は、 藩主側役として、 薩摩藩京屋敷の場合は、 軍務に関わって、大名側役の才能が京 京屋敷自体を主導していく 転換期の京屋敷の 在京の家老によ

中央政局と化していた京から大名による「国事」運動がその意味を消失させていく。京屋敷の存在意

(5) 久光退京後の二本松屋敷 薩摩藩は、西郷隆盛を中心に、元治元年(一八六四)七月におこった京の争乱に対応していくことになっ

みる長州勢が加わり、禁裏を守護した会津藩松平家、薩摩藩島津家、津藩藤堂家を中心とする大名家勢力と た。元治元年七月十九日未明に、伏見方面でおこった彦根、大垣両藩兵と長州藩毛利家勢の戦闘は、同日の 禁裏御所周辺へとその場を移し、南方から御所を目指す長州勢に、西方からこれへの遊撃を試

激しい交戦がなされた。戦火により生じた火災は甚大な被害を出したが、戦乱は十九日中にはおさまり、以

長州勢に対する残党狩りで民家、寺院に被害が出た。相国寺の記録「役者寮日記」元治元年七月十九日

内裏付近の戦乱状況についての記載がある。

朝七ツ頃より御所近処騒立、砲声甚敷相聞、依之列総出勤、暁天より弥甚敷相成、一向何事か不相分故

衆評之上、御判物并宝物之内大切之品斗、先岩倉へ移可置治定、宝物并寺中之荷物は是心庵・洞雲庵へ 藩・会藩其外諸藩防御士夥敷出陣、 遠見遣候処、 僧堂衆二人つ、詰切、 天龍寄寓長州人并山崎・伏見・洛中処々寄寓之者一同蜂起、 御判物并御朱印ハ霊徳庵へ預、其上而上方岩倉へ立退 九門之内、中立売御門前而戦争相始り、 御所へ押寄、 市中上下共大騒動也(中略 (以下略) <sup>(31)</sup> 既二及戦争、薩

せたところ、天龍寺や山崎、 に避難させることに決め、 市中上下共大騒」であると。寺内では、緊急に会議を開いて「御判物并宝物之内大切之品」だけを、岩倉村 午前八時頃から、御所近辺が騒がしくなり、夥しく砲声が鳴り響いたので、使いを派遣し状況を見に行か その他宝物の類は大徳寺の塔頭是心庵・洞雲庵、 伏見に駐屯した長州勢が蜂起し、 御所近辺では薩摩・会津他諸藩兵と交戦し、 判物や朱印の類は霊徳庵へ預け

ることに決している。

慶応元乙丑年八月

利用が求められている。禁門の変を境にして、薩摩藩における京への対応業務を担ってきた錦小路屋敷にお(ミシ) 被災、 いては、 動に連続性と円滑性をもたらしたと考えられる。事実、 らもわかるように、禁門の変による戦火は、相国寺および二本松屋敷には及ばなかった。大方の大名屋敷が 原町より東堀川迄、悉焼失」し、「実ニ応仁同様之事乎」と評している。このような記録が残っていることか 能不全の状況であり、前出の薩摩藩士村山斎助からは、 七月二十二日条には、「今朝火未止」と依然として残党狩りの際に出た火はやまないとあり、「焼ヌケ、河 類焼の状況にあったが、二本松屋敷は無事であったことも、文久期から慶応における薩摩藩の政治行 従前よりの業務がなされなくなり、 京における業務の一切が、二本松屋敷に移管されていく。 薩摩藩の錦小路屋敷は、 相国寺に対して、藩士、兵士の避難所として塔頭の 戦火による類焼に遭い、

あらたに水を引こうとした際に作成された「契約書」である。

次の史料は、多数の藩士の上京と滞在が想定される役務機関としての二本松屋敷の環境維持を図るため、

者万一分水之儀二付、以来故障之儀差起候節者、急度当方より引受、一切御山内御心配ニ不及様可致候 、此度御総門内蓮池通水樋口より分水之儀及御熟談候処、 夫々御領諾被下、 別而仕合二御座候、

尤損所出来之節者、其旨為御知可被下候

分水道筋蓮池面より直二鹿苑院境内え引入候二付而者、

蓮池常平通水之儀為方不宜候間、

水留之樋垣内え別段取設可申旨、

委細致承諾候

右塀下後患不相成様修理可申候

右条々至後年聊無相達様、堅約相結申度、其為契条書如件

薩州留守居

相国寺

**卸33** 卸

内田仲之助

右の史料では、屋敷内で必要とされる上水の量が多分に及ぶので、相国寺が利用する「御総門内蓮池通水

ている。この折の京都留守居吉井幸輔は、大名の側に生成された有志集団「誠忠組」の中心的人物で、文久 さねばならないけれども、普請によって破損など生じた際には、島津家の責任で修理することが申し送られ 樋口」より分水して、二本松屋敷に引き込むことが要請されている。屋敷に引き込む際、「鹿苑院境内」を通 (一八六五)八月にも、二本松屋敷は政治拠点としてもはや完成形となり得ていたといえる。 二年以降、島津久光の「側」において、その外交運動の要になって動いた。吉井がいよいよ京屋敷詰となっ 慶応二年(一八六六)正月、島津家と長州藩毛利家との間で、島津家が毛利家をどのように援護、支援す 久光不在の京においても主体的に政治活動を展開しうる状況を作っていることがうかがえる。慶応元年

光の居住、逗留が、慶応三年(一八六七)四月までなかったため、外部者の出入が比較的旺盛になされるよ 多方面の大名家臣および浪人が関与した。関与の大小を問わず、薩摩藩二本松屋敷には、大名および島津久 うになった。土佐藩を出て、 るのかをめぐって、業務提携がなされる。いわゆる薩長同盟であるが、この提携には両家中の人員以外に、 長崎亀山に結社をつくり、 薩摩藩の代行業者として物資運搬を旨とする業務を

(6)薩摩藩二本松屋敷の政治的意義

指揮していた坂本龍馬は、その代表的な人物の一人として数えられよう。

薩摩藩二本松屋敷の政治的意義が何であったかを考えていく。大名京屋敷には、先述した京の町の空間利

用のありようの違いや、大名家自体の政治的位置と「国事」に対する方向性の面から考えて、その存在意義 はさまざまにある。まず、 後者は寺院からの借用であることが多い。元来、京における大名家の業務は、宮廷社会と京の文化 幕末の京都には、大名京屋敷と「本陣」がある。 前者は大名家の所有になるもの

外の大名の居場所、すなわち、「本陣」である。「本陣」には、 引き起こした。国元にいるはずの大名あるいはそれに代わる人間が上京し、居を構えて滞在する。そこでは 本的な条件として進められたので、京には大名の「本陣」がひしめき合う状況が生まれた。 国元の住空間に近い居住性、利便性が求められ、行政の場たる京屋敷とは異なるものと解釈された。居城以 して仮住まいとした。あくまで旅館的利用である。文久年間の大名家の政治運動が、大名の上京と滞在を基 の対応であり、大名家一般は、数名の人員配備のみで遂行してきた。 幕末期における日本社会の混沌は、文久二年以降、島津久光が先鞭をつけた大名家による「国事」 方、屋敷については、洛中、殊に近世初期から求められた二条城周辺の物件は乏しく、 概ね大きな寺院が宛てられ、その塔頭を借用

地を成立させ、 大名家臣の政治行動へ。大名外交から内乱をふまえた軍事対応へ。この文久期の政治主旨から元治・慶応期 川幕府によって否定された元治元年四月段階以降、 屋敷に、 すなわち鴨東地域に広大な地所を求める動きが現れた。政治主体たる大名は「本陣」に、 政治主旨への転換は、 「国事」への対応の変化が、 といった構図が京では成立していた。しかしながら、大名自らが「国事」対応をおこなうことが徳 常時、 藩兵がプールされていくようになる。 鴨川以東の農村空間に、 幕末期の京の空間構造を変えたのである。大名による「国事」対応から 尾張藩徳川家、 おのずから寺院が「本陣」となるケースが減少していく。 土佐藩山内家など大規模な大名家の下屋敷 藩士は兵卒として

鴨川の東

陣」的性格を有すること。島津久光という、異例の政治主導者が滞在し、同じ敷地内において居住する家臣 格がある。まず一点目に、二本松屋敷が大名でない主導者、島津久光の長期滞在を想定されて建設された「本 薩摩藩二本松屋敷は、幕末期に存在した大名京屋敷、寺院境内の塔頭を利用した「本陣」とは、異なる性

において否定された元治元年下半期以降、二本松藩邸には「志士」と呼ばれる人々が訪れるようになった。 用は、島津家の意向が重視されて、岡山藩池田家の利用のみとなったが、内裏に真近い地所に屋敷が所在し 相国寺についても「本陣」としての利用が請われ、鳥取藩池田家、 たことは、久光による政治に効果的に働いた。大名が上京することによる「国事」のスタイルが、徳川幕府 る文久年間の大名家の政治運動において、最良の立地であったと考えられる。結果、相国寺における塔頭利 二点目として、その立地状態である。文久二年下半期以降、洛中の物件を探索する大名家が数多くあった。 政治業務をおこないうる施設であった。 家中の担当者が相国寺を訪れ、 塔頭利用の請願がなされてきた。内裏空間への対応によってな 岡山藩池田家、 姫路藩酒井家、 尾張藩徳

る。(3)(選)する場となりえた。すなわち、「志士」の正義は、木屋町・河原町という町に保全されたといえるのであ庇護する場となりえた。すなわち、「志士」の正義は、木屋町・河原町という町に保全されたといえるのであ 川周辺、 木屋町、 河原町であった。 同地に所在した長州藩毛利家、 同地の有する繁華で猥雑な性格が、彼らの非公式な政治意識と行動を隠 土佐藩山内家の京屋敷は、 彼らの非公式な政治行動の

幕末期における「志士」の活動の場は、その存在をあからさまにすることのない、繁華な京、

具体的には鴨

半期である。浪士集団新選組、あらたな幕府兵、新徴組によって京でおこる政治犯罪が取り締まられると、 徳川幕府が京の治安維持、 守衛に大きな力を注ぎはじめるのは、 大名の京都守護が見直された元治元年上

らたな「志士」の場となった。内裏の北側にある、いわゆる京都の「表」の空間に、二本松屋敷が存在した ことは、彼らの非公式な政治意識を、公式な「国事」へと近づけたのである。 「志士」はその行き場を失うこととなる。そのようななか、二本松屋敷が新たな受け皿となり、この周辺があ

とってしたこ

本稿においては、おおよそ以下の二点について考察し、論点を提示しえた。

まず一点目として、島津久光の政治主導性についてである。久光については、かつて文久二年四月の率兵

影響しよう。大名が、藩の政治施策の矢面に立つことは、 としたことについて、考察した。このような久光の政策は、彼自身が大名ではなく、大名たる島津茂久の父 上京について、幕末史における政治的意義を問うたことがあった。本稿では、「外交」を久光の唯一の専管業(%) であり、「国父」という稀有な尊称によって称えられた、大名家中のなかで極めて曖昧な存在であったことも 務であったと解し、その方法論上に、京屋敷は存在し、国元ではなく、京を拠点として外交政策を推進せん 日本近世においては稀なことであり、その際には

「改革」と称される藩政の抜本的な見直しが図られた。 また久光には、鹿児島城にとどまる必要性がない。かつて、筆者が問うた島津久光の率兵上京の意義につ

となりえたのである。しかしながら、生麦事件によって生じたイギリスとの紛争や、あらたな国是樹立のた 小松らによる積極的な準備工作がなされたのであろう。京という「場」自体が、久光の政治における方法論 めに関与した朝議参与制度の瓦解は、 京を活かしたい久光の政治における想定外の出来事であった。

て、付言するならば、久光によって政治指揮がなされる場こそ、京であり、それゆえに、大久保や中山

政治の「場」と認めた京と、久光との距離を生じさせてしまうことになったのである。

屋敷は、幕初において存在した将軍上洛への供奉遂行を旨とする大名家の担うべき軍役のために設置され、 近世における大名京屋敷の総体を確認し、薩摩藩二本松屋敷の性格を考察したことである。大名京

敷を保持した大名家においては、通説のとおり、大名家において最早必然とされた儀礼典礼、学術文化のタ 政的な問題から、屋敷の要、不要が問われ、大名家によっては、その撤収もなされたが、近世を通じて京屋 的な軍役ではなく、宮廷社会への対応を旨とする大名家の慣習的なそれをおこなう施設として変容した。財 ーミナルとして機能しえた。幕末期における京の政治的浮上によって、大名家による京への働きかけが頻繁 徳川家光が最後に上洛した寛永十一年(一六三四)六月以降、将軍への供奉を伴う義務的で可視

になるに至り、大名の宿所が必要となった。大方の大名においては、京屋敷にこれを求めることなく、洛中 洛外の境内規模の大きな寺院に求めた。居城以外の大名の居所は「本陣」と呼ばれ、京のあちらこちらに「本 が点在する状況が生まれた。二本松屋敷には、表長屋が立ち並び、上京してきた藩士を住居させうるだ

存在した錦小路屋敷が兵火で類焼したことによって、屋敷内の事務も移管されたものと考えられる。

けでなく、中央部に建てられた御殿には大名の住居スペースも完備された。禁門の変以降は、幕末以前より

笹部昌利「薩摩藩島津家と近衛家の相互的「私」の関わり―文久二年島津久光の「上京」を素材に―」(『日本歴

注

1

2 史』六五七号、二〇〇三年所収) 毛利敏彦『明治維新政治史序説』未來社、一九六七年、佐々木克『大久保利通と明治維新』吉川弘文館、 同『幕末政治と薩摩藩』吉川弘文館、二〇〇四年、 芳即正『島津久光と明治維新』新人物往来社、二〇〇二年 一九九八

末文久期の国家政略と薩摩藩―島津久光と皇政回復―』岩田書院、二〇一〇年がある。町田は島津久光の政治的求 など。また、比較的あたらしい研究として、町田明広『島津久光=幕末政治の焦点』講談社、二○○九年、同『熹 心性に重きを置いた議論を呈する。制度面の取り扱い、史料解釈などに少しく異論がある。稿を分けて検討したい。

- 3 同様の観点から、相国寺の幕末史を取り扱ったことがある。笹部昌利『幕末動乱の京都と相国寺』相国寺、二〇一〇
- 4 大名家の格式と政治意思決定については、笠谷和比古『近世武家社会の政治構造』(吉川弘文館、 同書は二〇〇九年に相国寺承天閣美術館でおこなった講義録を出版したものである。 一九九〇年
- 5 6 いと病でみる幕末維新』」(『明治維新史研究』一三号、二〇一六年)を参照されたい。 人びとはどのように生きたか』人文書院、二○一四年がある。私見については、笹部昌利「紹介 「隠居」を政治史研究において考察することの重要性を問うた研究として、家近良樹『老いと病でみる幕末維新― 家近良樹著『老
- 藩内における業務の類別については、笹部昌利「近世の政治秩序と幕末政治―鳥取藩池田家を素材として」(『ヒ
- ストリア』二〇八号、二〇〇八年所収)を参照のこと。 鹿児島県維新史料編さん所編『鹿児島県史料 佐々木前掲書は、 忠義公史料』一(鹿児島県、一九七二年)三七二頁
- 笹部昌利「書評 『近世武家集団と都市・建築』中央公論美術出版、二〇〇二年。 佐々木克著『幕末政治と薩摩藩』」(『日本史研究』五二九号、二〇〇六年を参照されたい。 安政期の斉彬の政治目標と文久二年以降の政治路線との連続性を主張する
- したが、死去したので後任の「小出越中守え右御屋敷相渡」されて、「御役屋敷」として利用されたことが記され 『京都御役所向大概覚書』には、京都代官五味豊直の屋敷が「寛永十一戌年御上洛之節五味備前守拝領自分家作 『洛中絵図 寛永後万治前』臨川書店、一九七九年。

12 11 10 9 8 7

13 『新修京都叢書』巻二、臨川書店、一九六九年、二六九頁。

る。『京都御役所向大概覚書』上、清文堂出版、一九七三年、一九二頁。

- 15 14 『京都御役所向大概覚書』上、一三七頁。
- 「久光公御上洛ニ就而布告幷御行列書」(市来四郎「石室秘稿」一一一 二九二〇五三、国立国会図書館憲政資料

- 17 16 前掲拙稿「薩摩藩島津家と近衛家の相互的「私」の関わり―文久二年島津久光の「上京」を素材に―」を参照の 日本史籍協会編『島津久光公実紀』一巻、東京大学出版会、一九七七年復刻、八八頁。
- 19 18 「柏州日記」(『相国寺史料』十、思文閣出版、 相国寺文書\_ | 薩摩藩屋敷関係史料 - 七四。 一九七七年、二五〇二二頁
- 20 相国寺文書\_ |薩摩藩屋敷関係史料 - 一○九。
- $\widehat{21}$ |相国寺文書」薩摩藩屋敷関係史料 - 六二。
- 23 22 ·相国寺史料』十、二六六 - 七頁。 「相国寺文書」薩摩藩屋敷関係史料 - 一六三。

24

笹部昌利「京よりの政治情報と藩是決定」(家近良樹『もうひとつの明治維新』有志舎、二〇〇六年所収

27 26 25 - 京都二本松屋敷絵図」鹿児島県歴史資料センター黎明館蔵|

「相国寺文書」薩摩藩屋敷関係史料 - 一〇七。

朝議参預については、三谷博『明治維新とナショナリズム』山川出版社、一九九七年、 『相国寺史料』十、二六八-九頁。

原口清「参預考」(『名城

商学』四五 一、一九九五年 のち原口清『幕末中央政局の動向

28

- 者は朝議参与に、大名による「国事」運動の限界として考察し、元治・慶応以降の政治潮流との断絶を見る。後稿 原口清著作集①』岩田書院、二〇〇七年所収)において、近代「公議」思想の端緒として解され、論じられた。筆
- と政治判断との関係性を問う研究が興味深い。家近良樹『西郷隆盛と幕末維新の政局―体調問題から見た薩長同 西郷隆盛に関する文献は枚挙に暇がないほど存在するが、近年、家近良樹氏によって提起された西郷の健康悪化

29

において検討したい。

31 30 岡彩子「燃える都と燃えない民衆─幕末維新期における京都町衆の防災意識─」(『京都歴史災害研究』七号、

盟・征韓論政変』ミネルヴァ書房、二〇一一年。

『相国寺史料』十、三五〇 - 一頁。

【日文研】紀要22\_笹部昌利\_001-032.indd 30

(33) 『相国寺文書』薩摩藩島津家と近衛家の相互的「(33) 『相国寺文書』薩摩藩屋敷関係史料・一六五。(33) 『相国寺文書』薩摩藩屋敷関係史料・一六五。

前掲拙稿「薩摩藩島津家と近衛家の相互的「私」の関わり―文久二年島津久光の「上京」を素材に―」を参照の 笹部昌利「「人斬り」と幕末政治―土佐藩山内家の政治運動と個性」『鷹陵史学』三一号、二〇〇五年所収。